

原子力基本法と J A X A 法の改悪に抗議する声明

1 今月 20 日、参議院本会議において、民主、自民、公明などの賛成多数により、原子力規制委員会設置法制定に伴う原子力基本法の改正、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（以下、「J A X A 法」）の改正が相次いで行われた。

これらの改正は、核エネルギーや宇宙航空技術の軍事利用に途を開くものであり、極めて危険な動きである。

2 原子力規制委員会設置法は、同法の附則で、原子力の研究、開発、利用の基本方針を定める原子力基本法 2 条に「前項の安全の確保については…我が国の安全保障に資することを目的として、行うものとする。」という旨の第 2 項を新設した。原子力を国家の安全保障に結びつけることは、核抑止の名のもとに核兵器を保有することにつながりかねない危険をはらんでいる。これまで政治家や官僚などから繰り返し核武装を肯定する発言がなされていることや、実際に日本は軍事転用可能な核物質を大量保有していることから、上記の危険は決して杞憂とはいえない。

これとともに J A X A 法について、宇宙開発を「平和目的に限る」との規定を削除して、日本の有する宇宙航空技術の軍事利用を正面から認めるという重大な改悪が行われたことも看過できない。

3 加えて、いずれの改正も、上述したような危険かつ重大な問題をはらむにもかかわらず、駆け込みのような形で、議論はおろか国民に対する周知もほとんど尽くさないままに強行されており極めて不当である。原子力基本法の改正に至っては、同法の下位法にすぎない原子力規制委員会設置法の、しかも附則で「原子力の憲法」ともいえる原子力基本法の根幹部分を変容させたという点で、二重に許されない手法といわざるをえない。

4 これらは、昨年末に行われた武器輸出 3 原則の緩和と同様に、なし崩し的に憲法 9 条を破壊しようとする改悪策動に他ならない。宇宙航空技術の軍事利用はもちろんのこと、唯一の被爆国であり、福島第一原発事故による放射能被害で苦しむ日本において、核エネルギーの軍事利用に途を開くことなど言語同断である。

憲法 9 条をないがしろにする今回の原子力基本法と J A X A 法の改悪に対し強く抗議する。

2012年6月28日

自由法曹団団長 篠原義仁